

事務連絡
令和5年6月8日

一般社団法人 兵庫県電業協会 会長 殿

兵庫労働局労働基準部健康課長

石綿障害予防規則に基づく事前調査の周知について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から労働基準行政の推進について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の解体又は改修の作業前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）については、その事前調査を実施するために必要な総合的専門知識を有する者の養成を行うため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）が定められ、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者（以下「講習修了者」という。）の育成が図られてきたところです。

今般、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）に基づく、建築物に係る事前調査を講習修了者等に行わさなければならぬこととした改正の施行日である令和5年10月1日が迫ってまいりましたので、改めて兵庫県下の各種設備工事業者等団体をはじめとして、傘下関係事業者への周知のためリーフレットをお送りすることによりご案内させていただくものです。

つきましては、建築物の解体、改造又は補修作業に伴う石綿による労働者の健康障害防止のため、貴団体のホームページ及び広報誌に当該リーフレットを掲載していただく等により、傘下関係事業者に対する幅広い周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。